

有識者意見の概要及び意見に対する対応状況

1. 第三者研究会の名称 国際海事条約における外国船舶に対する管轄権枠組みの変遷について	
2. 第三者研究会での意見の概要及び対応 評価者：東京大学 中谷 和弘 教授	
意見の概要	意見に対する対応状況
<p>[全体]</p> <p>外国船舶に対する管轄権行使のあり方につき、海上安全、海洋汚染、海上犯罪、海上労働の各分野につき、国際法上の管轄権の一般理論の正確な理解の上に、非常に精緻な検討がなされている。外国船舶に対する管轄権に関する最も包括的かつ優れた研究として注目に値する。</p> <p>旗国主義の排他的優越性の後退がみられるとの論証は、の緻密な作業の上に実証的になされているため、説得的である。</p> <p>[第6章]</p> <p>海上労働分野分野における管轄権に関する国際法学からの検討はこれまでほぼ皆無であったため、その意味でも注目に値する。</p> <p>[第7章]</p> <p>本論文をふまえて、わが国の今後の政策（国内法の整備のあり方を含む）について今後さらに敷衍して論じていくことを望む。</p>	<p>引き続き今後の研究課題としたい。</p>